

京丹波町国民保護計画

令和7年3月
京 丹 波 町

目 次

第1編	総論	1
第1章	計画の目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	計画の目的	1
2	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
3	町国民保護計画の構成	2
4	町国民保護計画の見直し、変更手続き	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	10
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態等	12
2	緊急処理事態	13
第2編	平素からの備えや予防	14
第1章	組織、体制の整備等	14
第1	町における組織及び体制の整備	14
1	町における平素の業務	14
2	町職員の参集等	15
3	消防機関の体制	17
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	17
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的な考え方	19
2	府との連携	19
3	近接市町村等との連携	20
4	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	22
第4	情報収集、伝達、提供等の体制整備	23
1	基本的な考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集及び報告に必要な準備	26
第5	研修及び訓練並びに啓発	27
1	研修	27
2	訓練	27
3	啓発等	28

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的な事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的な事項	31
4	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設等の把握等	32
第3章	物資及び資材の備蓄、整備等	33
1	町における備蓄、整備等	33
2	町が管理する施設及び設備の整備、点検等	33
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動体制と初動措置	35
1	緊急事態連絡室の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	町対策本部の設置等	37
1	町対策本部の設置等	37
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国と府の対策本部との連携	43
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等	44
4	他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等	45
6	町の行う応援等	45
7	住民への協力要請、ボランティア団体等に対する支援等	46
第4章	武力攻撃事態の類型及び特徴	47
第5章	警報及び避難の指示等	49
第1	警報の伝達等	49
1	警報の内容の伝達等	49
2	警報の内容の伝達の方法	50
3	緊急通報の内容の伝達及び通知	50
第2	避難住民の誘導等	51
1	避難の指示の伝達	51
2	避難実施要領の策定	52
3	避難住民の誘導	54

第6章	救援	58
1	救援の実施	58
2	関係機関との連携	58
3	救援の内容	59
第7章	安否情報の収集、提供等	60
1	安否情報の収集	60
2	府に対する報告	61
3	安否情報の照会に対する回答	61
4	日本赤十字社に対する協力	62
5	安否情報伝達システムの利用	62
第8章	武力攻撃災害への対処	63
第1	武力攻撃災害への対処	63
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	63
2	武力攻撃災害の兆候の通報	63
第2	応急措置等	64
1	退避の指示	64
2	警戒区域の設定	65
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	67
第3	生活関連等施設における災害への対処等	70
1	生活関連等施設の安全確保	70
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	70
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	72
第9章	被災情報の収集及び報告	77
第10章	保健衛生の確保その他の措置	78
1	保健衛生の確保	78
2	廃棄物の処理	79
第11章	国民生活の安定に関する措置	80
1	生活関連物資等の価格の安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	80
第12章	特殊標章等の交付及び管理	81
1	特殊標章等	81
2	特殊標章等の交付及び管理	81
3	特殊標章等に係る普及啓発	82

第4編	復旧等	83
第1章	応急の復旧	83
1	基本的な考え方	83
2	公共的施設の応急の復旧	83
第2章	武力攻撃災害の復旧	84
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁及び国の負担	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
第5編	緊急対処事態への対処	86
1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等

1 計画の目的

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、京丹波町民共通の願いである。

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、国際社会と協調し、武力攻撃等の発生を未然に防止するための国による外交努力が、何よりも重要である。

しかし、万が一、我が国の平和や国民の安全を脅かす事態が発生した場合の対処について、準備態勢を整えることも極めて重要である。

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、町民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する立場から、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）を作成する。

2 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

（1） 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び京都府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2） 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定により、町国民保護計画を作成する。

（3） 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

併せて、計画作成の基礎となった資料を集成した「資料集」及び事務の手順を定めた「マニュアル集」を別に作成する。

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、京丹波町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定により、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、この限りでない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項として、国民保護措置に関する基本方針を以下のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府等他の地方公共団体並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団の充実と活性化、自主防災組織及びボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(7) 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

町は、町内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置を実施するに当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の処理する事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

なお、これらの機関や関係団体等の連絡先等は、その使用する目的に応じ、「資料集」又は「マニュアル集」に記載する。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等について、町、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

町の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

府の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
府	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民の生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 (京都財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関 (京都税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供

京都労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報提供
第八管区海上保安本部	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

指定公共機関及び府が指定した指定地方公共機関の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>放送事業者</p> <p>日本放送協会（京都放送局）</p> <p>朝日放送テレビ（株）</p> <p>朝日放送ラジオ（株）</p> <p>（株）毎日放送</p> <p>関西テレビ放送（株）</p> <p>読売テレビ放送（株）</p> <p>大阪放送（株）</p> <p>（株）京都放送</p> <p>（株）エフエム京都</p>	<p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p>
<p>運送事業者</p> <p>[バス事業者]</p> <p>西日本ジェイアールバス（株）</p> <p>近鉄バス（株）</p> <p>京阪バス（株）</p> <p>阪急バス（株）</p> <p>京阪京都交通（株）</p> <p>京都バス（株）</p> <p>京都京阪バス（株）</p> <p>丹後海陸交通（株）</p> <p>奈良交通（株）</p> <p>（株）ヤサカバス</p> <p>京都交通（株）</p> <p>ヤサカ観光バス（株）</p> <p>帝産観光バス（株）（京都支店）</p> <p>[鉄道事業者]</p> <p>日本貨物鉄道（株）</p> <p>東海旅客鉄道（株）（関西支社）</p> <p>西日本旅客鉄道（株）（京都支社）</p> <p>近畿日本鉄道（株）</p> <p>京阪電気鉄道（株）</p> <p>阪急電鉄（株）</p> <p>京福電気鉄道（株）</p> <p>叡山電鉄（株）</p> <p>嵯峨野観光鉄道（株）</p> <p>北近畿タンゴ鉄道（株）</p> <p>WILLER TRAINS（株）</p>	<p>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の確保</p>

<p>[トラック事業者]</p> <p>佐川急便(株) (関西支社)</p> <p>西濃運輸(株) (京都支店)</p> <p>日本通運(株) (京都支店)</p> <p>福山通運(株) (京都支店)</p> <p>ヤマト運輸(株) (京都主管支店)</p> <p>(一社) 京都府トラック協会</p>	
<p>電気通信事業者</p> <p>西日本電信電話(株) (京都支店)</p> <p>エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)</p> <p>KDDI(株)</p> <p>ソフトバンク(株)</p> <p>(株) NTTドコモ</p> <p>楽天モバイル(株)</p>	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p>
<p>一般送配電事業者</p> <p>関西電力送配電(株) (京都本部)</p>	<p>1 電気の安定的な供給</p>
<p>ガス事業者</p> <p>大阪ガスネットワーク(株) (京滋事業部)</p> <p>(一社) 京都府LPガス協会</p>	<p>1 ガスの安定的な供給</p>
<p>郵便事業を営む者</p>	<p>1 郵便の確保</p>
<p>病院その他の医療機関等</p> <p>(独) 国立病院機構 (京都医療センター)</p> <p>(一社) 京都府医師会</p>	<p>1 医療の確保</p>
<p>河川管理施設及び道路の管理者</p> <p>(独) 水資源機構(関西支社)</p> <p>西日本高速道路(株) (関西支社)</p> <p>阪神高速道路(株)</p> <p>京都府道路公社</p>	<p>1 河川管理施設及び道路の管理</p>
<p>日本赤十字社(京都府支部)</p>	<p>1 救援への協力</p> <p>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>
<p>日本銀行(京都支店)</p>	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、適切かつ迅速に国民保護措置を実施するため、考慮すべき地理的、社会的特徴について、以下のとおり確認し、定める。

なお、これらの地理的、社会的特徴を定める基礎となった資料は、必要に応じ、「資料集」に記載する。

(1) 概況

町は、京都府のほぼ中央部に位置し、東は南丹市、西は福知山市、北は綾部市、南は南丹市と兵庫県篠山市に隣接している。

面積は、303.07km²である。

(2) 地形

町の区域の大部分は、山地であり、町の北東部に位置する長老ヶ岳（標高916.9m）を頂点とする標高約400m以上の山地に囲まれた区域で、平野部は非常に少ない。

町内の全ての河川は、由良川水系に属し、日本海に注ぐ。

町の西部を源とする高屋川は、南東部から流れ込む河川と合流し町の北部に至り、町の最北部を源とする和知川とともに、町の北部を横断する由良川に合流する。

また、町の南西部を源とする河川は、土師川として福知山市に至り、同市において由良川と合流している。

(3) 気候

町の気候は、内陸性の気候と日本海気候の両方の特性を示す。

夏は、比較的冷涼で、昼夜の気温の差が大きい。冬は、冷え込みが厳しく内陸性の気候の特性を示すとともに、季節風が吹き、しぐれやすいという日本海気候の特性も示す。

降水量は、年間を通じて少ない。

(4) 人口

令和2年国勢調査による町の人口は、12,907人で、減少傾向を示している。

年齢階層別では、高齢者の比率が高く、若年者の比率が低いという特徴がある。総人口に対する65歳以上の人口の比率は、44.5%で、全国平均（28.8%）及び京都府平均（29.3%）と比べると、その差が著しい。

(5) 道路の位置等

町の南部を国道9号（福知山市境～南丹市境）がほぼ横断するように位置するとともに、町の西部をほぼ縦断するように国道173号（兵庫県境～福知山市境）が位置している。

また、国道27号（綾部市境～国道9号（蒲生））は、町の北西部から北東部にか

け横断したのち、国道9号蒲生まで町のやや東よりを縦断するように位置している。

国道9号は、町と府の南部又は北部及び兵庫県の北東部を、国道27号は、町と府の北部及び福井県の西部を、国道173号は、町と府の北部又は兵庫県の東部をつなぐ重要な道路となっている。

また、自動車専用道路である京都縦貫自動車道京都丹波道路（南丹市境～国道9号（市森））が、町の南東部で国道9号と合流しており、町と府の南部をつなぐ重要な道路となっており、とともに府の南北に伸びる重要な道路軸となっている。

（6） 鉄道の位置等

鉄道は、JR山陰本線が、町の東部（南丹市境）から国道27号にほぼ並行するように町の北西部（綾部市境）まで位置している。

JR山陰本線は、町に所在する唯一の鉄道で、主に町と府の南部又は府の北部をつなぐ輸送を担っている。

町内には4駅が所在する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

事態の名称	意義
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、以下の4類型が基本指針に示されている。

武力攻撃事態の類型	意義
着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

備考

- 1 これらの事態は、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

(2) 緊急対処事態の事態例として、以下の4つが基本指針に示されている。

事態とその分類		事態例
攻撃対象施設による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織及び体制の整備等

第1 町における組織及び体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施と準備に必要な組織及び体制、平素の業務、町職員の参集等について、以下のとおり定める。

1 町における平素の業務

町の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。その際、町の危機管理体制を総合的に強化する観点から業務を行い、効率的な遂行に努める。

また、国民保護に関する業務の総括、各部局間の連絡調整及び企画立案並びに以下に掲げる業務については、総務課が行う。

なお、各部局の平素の業務の詳細は、別に定める。

総務課が行う国民保護措置に関する平素の業務

分類	業務の内容
計画等	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護計画の見直し、変更に関すること・ 国民保護協議会の運営に関すること・ 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること
措置等	<ul style="list-style-type: none">・ 警報、避難の指示及び緊急通報の内容の伝達に関すること・ 避難実施要領の策定に関すること・ 避難住民の誘導に関すること・ 安否情報の収集に関すること
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護措置についての研修及び訓練並びに啓発に関すること・ 物資及び資材の備蓄等に関すること・ 避難施設に関すること・ 特殊標章の交付等に関すること

2 町職員の参集等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集する体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、宿日直体制を強化し、常備消防機関である京都中部広域消防組合との連携を強化し、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

なお、町長が行う判断を常に補佐することができる体制の整備に努める。

整備すべき体制及び職員の参集基準

整備すべき体制（略号）	職員の参集基準
国民保護警戒本部体制（①）	町災害警戒本部体制に準じて職員が参集する
緊急事態連絡室体制（②）	町国民保護対策本部体制に準じて職員が参集するが、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する
町国民保護対策本部体制（③）	全職員が町役場又は支所等に参集

事態認定の状況並びに整備すべき体制の判断基準及び体制

事態認定の状況	整備すべき体制の判断基準		体制（略号）
事態認定前	町の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報で多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報で多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

（４） 職員への連絡手段の確保等

町は、職員の連絡網をあらかじめ整備し、電話、電子メール等を使用して、常時連絡ができる体制を整備する。

町は、職員の連絡網及び職員への連絡手段の改善に努める。

職員は、町との連絡手段として携帯電話等を携行するなど、常に連絡が取れるよう努める。

（５） 職員の参集が困難な場合への対応等

町は、職員が、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などで参集が困難な場合等を想定し、その所掌する国民保護措置に関する業務の内容を勘案し、必要と認められる職員について、あらかじめ代替職員を指定する。

また、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

（６） 参集職員の所掌事務

町は、参集した職員の行うべき所掌事務を、あらかじめ定める。

所掌事務の詳細は、「マニュアル集」に記載する。

(7) 本部機能の確保

町は、京丹波町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能を確保するため、次の項目について定める。その際、防災に関する体制を活用し、その効率的な業務の実施に努める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄及び確保
- ・ 非常電源設備等の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 など

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署との連絡体制

町は、京都中部広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び京都中部広域消防組合園部消防署（以下「消防署」という。）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制の整備に努める。

(2) 消防団の充実と活性化の推進等

町は、京丹波町消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等、重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実と活性化を推進する。

また、町は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、下記の表の各項目に関する国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、総務課がその業務を担当する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなど、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続に関する項目一覧表

項目又は項目及びその内容	
<p>損失補償 (法第159条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定物資の収用に関する事（法第81条第2項） ・ 特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項） ・ 土地等の使用に関する事（法第82条） ・ 応急公用負担に関する事（法第113条第1項及び同条第5項）
<p>損害補償 (法第160条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民への協力要請によるもの (法第70条第1項及び同条第3項、法第80条第1項、法第115条第1項並びに法第123条第1項)
<p>不服申立てに関する事（法第6条及び法第175条）</p>	
<p>訴訟に関する事（法第6条及び法第175条）</p>	

備考 表中法とは、国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府等他の地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、防災のための関係機関との連携体制を活用し、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処を行う。

(2) 関係機関の国民保護計画との整合性の確保

町は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、指定行政機関、府及び他の市町村等が作成する国民保護計画等との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設け、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署について把握するとともに、随時更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、南丹広域振興局をはじめ府と必要な連携を図る。

(2) 府との情報共有

住民の避難に関する措置や避難住民等の救援に関する措置の実施に当たり、必要な情報について、府との間で緊密な情報の共有を図る。

また、町は府に対し、国民保護措置の実施に当たり必要な情報で、府に近接する他府県との間で府が保有している情報等の提供を求める。

(3) 町国民保護計画の府への協議

町は、府との間で行う町国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等について把握するとともに、随時更新を行い、最新の情報を常に把握する。

また、近接市町村と市町村国民保護計画の内容について情報交換する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等の必要な見直しを行うことなどを通じて、武力攻撃災害の防御、住民の避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、京都中部広域消防組合と連携し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との連携、応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

町は、関係指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について把握するとともに、随時更新を行い、最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。また、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との連携

町は、関係機関から物資及び資材の供給、運送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所等における防災対策への取組みに必要と認める支援を行うとともに、事業所等の有する広範な人的及び物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織のリーダー、区長等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間又は自主防災組織等と消防団及び町との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための設備等の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、京丹波町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）その他のボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であると考えるので、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、非常の場合の通信の円滑な実施を確保することを目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても、情報を収集し、又は発信するため、通信経路の多重化や通信機器の非常用電源の確保など、自然災害時における体制等を活用しながら、その確保に努める。

第4 情報収集、伝達、提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容等の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集、伝達、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し又は収集及び整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時に、かつ適切な方法で実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえつつ、効率的な情報の収集、整理及び提供と武力攻撃災害で通信経路に障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

非常通信体制の確保に当たっての留意事項

整備・管理面	・非常通信に用いる情報通信施設及び設備の取扱いと操作の習熟を含めた管理体制の構築を図る。
	・通信機器への武力攻撃災害に備え、複数の通信経路の整備（有線系、無線系、地上系、衛星系等）、関連機器装置の二重化等、障害発生時における通信体制の整備を図る。
	・非常通信に用いる情報通信施設及び設備を定期的に点検する。
運用面等	・夜間・休日等における運用体制を確保する。
	・通信輻そう時及び途絶時並びに停電時を想定した関係機関との実践的な通信訓練を行う。
	・地理的条件や交通事情等の想定、時間や電源の確保の状況等を設定した上で、住民への情報伝達訓練、避難施設や避難先地域との間の通信訓練を行う。
	・情報伝達訓練及び通信訓練の評価を行い、必要に応じ体制の改善を行う。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割と責任の明確化を図るとともに、職員担当者が参集できない場合に備え、他の職員が代行できる体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報提供手段としては、京丹波あんしんアプリ、自主放送番組、広報車両、インターネット等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報入手に際し配慮を要する者及びこれらの手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう検討する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集及び整理に努めるとともに、これらの情報を関係機関が円滑に利用できるよう、情報セキュリティー等に留意しつつ、データベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、区長会、京丹波町国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備等

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

また、町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(3) 府警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

町の区域内に所在する学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用する施設に対する警報の伝達について、町は府との役割分担を考慮して定める。

(6) 民間事業者等の協力の確保

町は、府と連携して、特に昼間における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者及び民間事業所の職員等が、警報の内容の伝達や避難住民の誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（下記「安否情報として収集及び報告すべき情報」参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。

安否情報として収集及び報告すべき情報

1 避難住民及び武力攻撃災害により負傷した住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対し、回答を希望しない①～⑪の情報
- ⑬ 知人からの照会に対し、回答を予定している①⑦⑧の情報のうち、回答を希望しない左記の情報
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、①～⑪の情報を回答又は公表することに同意するか、否か。

2 武力攻撃災害により死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、①～⑦及び⑮～⑰の情報を回答することに同意するか、否か。
- ※ ⑱の回答者は、配偶者又は直近の直系親族が原則であり、⑱の回答者名、連絡先、住所、続柄についても、安否情報とともに上記の様式に記入する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。また、府の安否情報収集体制の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所等安否情報を保有し、その収集に協力を求めることとなる可能性のある関係機関について、既存の資料等を基にあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 被災情報の収集及び報告の体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び府への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集及び報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報の収集及び報告に当たる担当者に対し、当該事務の正確性の確保のために必要な知識や事務の内容の理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練並びに啓発

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処をはじめ、総合的な危機管理能力の向上に努める必要がある。

また町は、国民保護の意義や国民保護措置の仕組み、武力攻撃事態等において町民がとるべき行動等についての啓発を行うことで、町民の総合的な危機管理意識の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練並びに啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、京都府立消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 町における研修の実施等

町は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法で研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等の利用を推進する。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近接市町村、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等への対処に関する能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、事態を具体的に想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実質的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の形態は、実際に人、物等を動かす実動訓練、付与された状況に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等とし、行動と判断を伴う以下に示す実践的な訓練を実施する。

- ① 職員等の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報、避難の指示等の内容の通知及び伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 救援実施訓練
- ⑤ 安否情報、被災情報等の情報収集訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 町は、区長会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、制度と訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ③ 避難誘導訓練や救援実施訓練等の実施に当たり、区長会、ボランティア団体等の参加と協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ④ 訓練に対する第三者の客観的な評価や参加者等からの意見などを基に、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画等の見直しに反映する。
- ⑤ 町は、府と連携し、学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震時の対応計画や対応マニュアルに準じて警報の内容の伝達及び利用者の避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

3 啓発等

(1) 啓発の方法

町は、府と連携しつつ、町民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等様々な媒体を活用して、国民保護の意義や国民保護措置の仕組みについて、継続的に啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との有機的な連携について配慮する。

(3) 住民がとるべき対処等の啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を用いた町民への周知に努める。

また、弾道ミサイル等の武力攻撃や武力攻撃に準ずるテロ等が行われた場合に町民がとるべき対処についても、国が作成する資料等を用いて町民への周知に努める。

また、町は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当の普及に努める。

(4) 学校における教育

町教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童、生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的な事項

(1) 基礎的資料の収集等

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、輸送力のリスト、避難施設のリスト、関係機関の連絡先等必要な基礎的資料の収集に努め、可能な限り「資料集」に記載して、常時使用し得る状態として準備する。

(2) 近接する市町村等との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市町村等と想定される避難経路や相互の協力について意見交換を行い、また、共同で訓練を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ避難行動要支援者の避難対策を講じる。

避難行動要支援者の避難対策の検討において町は、総務課及び福祉支援課を中心とした組織横断的な体制で行うこととする。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者等の協力の確保

町は、避難住民の誘導時における民間事業者の協力の重要性にかんがみ、民間事業者及び民間事業所の職員等からの協力が得られるよう、平素から関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所等との連携

町は、武力攻撃事態等の態様によっては、学校や事業所単位で避難する場合があることを踏まえて、平素から、各施設における避難の方法を把握することに努めるとともに、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」や府が策定する「避難誘導支援マニュアル」を参考に、季節の別、昼夜間の別、事態の態様の別等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的な事項

(1) 府との調整

町は、府から救援の実施に関する事務の一部を町において行うこととされた場合や町が府の行う救援を補助する場合を想定し、町が行う救援に関する事務の内容や府との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況、府が作成する救援マニュアル等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の収集等

町は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を収集し、「資料集」に記載して常時使用し得る状態として準備する。

また、避難に関する平素からの備えと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

町は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

また、可能な限り「資料集」に記載して、常時使用し得る状態として準備する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、府が保有する輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、府が行う避難施設の指定に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど府に協力する。

町は、府が指定した避難施設に関する情報を「避難施設のデータベース」等により、府と共有するとともに、府と連携して町民に周知する。

6 生活関連等施設等の把握等

(1) 生活関連等施設等の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設及び危険物質等について、府等関係機関を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 町が管理する公共施設等における警戒等

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。その際、府警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備等

町は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備等について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄、整備等

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、防災のための物資や資材と共通するものが多いことから、可能な限り、国民保護措置のための備蓄、整備と防災のための備蓄、整備とを相互に兼ねることとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資や資材について、備蓄、整備し、又は防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資材や安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国と府が連携し備蓄、整備、整備の促進又は調達体制の整備を行うこととされており、町としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と密接に連携しつつ対応する。

(3) 国民保護措置の実施に必要な物資の調達

町は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の検討及び整備に努める。

2 町が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、バックアップ体制の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害が発生した施設及び設備の応急の復旧並びに武力攻撃災害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存の資料を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制の整備に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制と初動措置

後に、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる事態も、発生当初は、その原因が明らかでないことも多いと考えられる。

町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、町民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関からの情報等を迅速に収集及び分析して、事案の態様に応じた対応を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定前の段階における町の初動体制と初動措置について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 町長は、現場からの情報で多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室は、町対策本部体制に準じて全職員をもって組織することを基本とするが、個別の事態の状況に応じた組織となるよう構成を別に定めることがある。

- ② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報収集及び情報提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、府その他の関係機関から入手した情報を現場の消防機関等へ提供する。

町は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示及び警戒区域の設定並びに道路交通法に基づく交通規制が円滑になされるよう、府警察との緊密な連携を図る。

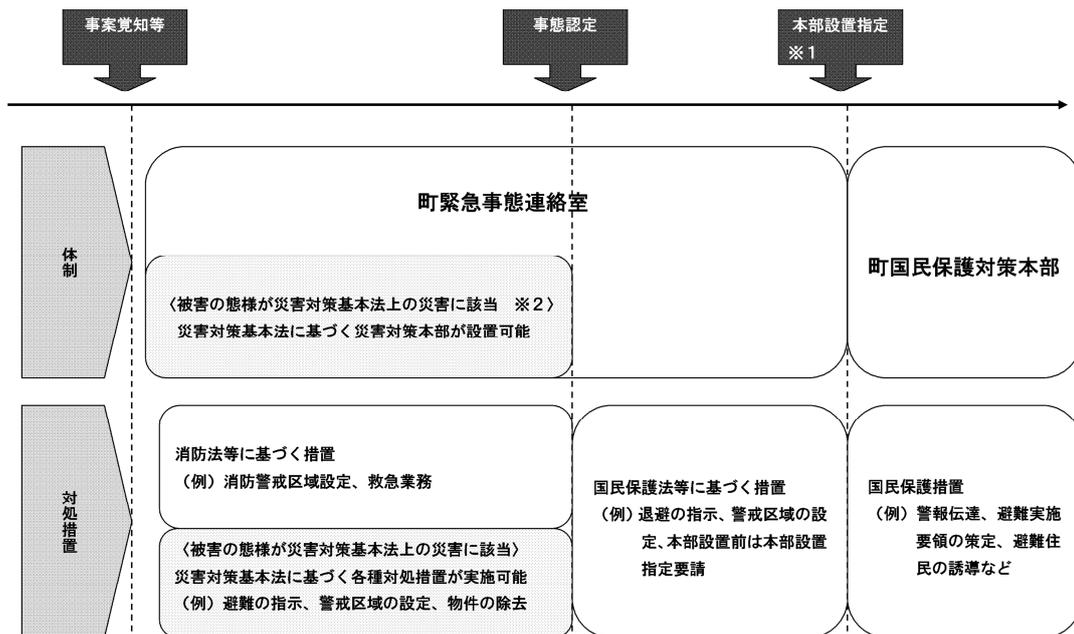
また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し、支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

町は、緊急事態連絡室を設置した後に、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合においては、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災及び爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合において、町長が不測の事態に備える体制を強化すべきと判断した場合には、町国民保護警戒本部又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報収集体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信体制の確認、町が管理する公共施設等における警戒体制の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に速やかに対応できる体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を直ちに設置し、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、町対策本部の設置手順、組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置等

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合は、次の手順で行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を通じて町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

この際、緊急事態連絡室を設置していた場合は、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止する。

③ 町対策本部員等の参集

町は、町対策本部員等に対し、あらかじめ整備した連絡網と電話、電子メール等を使用して、町対策本部に参集すべき旨の連絡を行う。

④ 町対策本部の設置場所

町対策本部は、京丹波町役場内に設置する。

また、町長は、庁舎が被災するなど町対策本部を京丹波町役場内に設置できない場合には、町の管理する施設の中から事態の状況等を考慮して指定した施設に設置する。

町長は、対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨の報告を行う。

⑤ 本部機能の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保等職員の配置、食料、燃料、非常用電源設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、町長は、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織

① 町対策本部の組織は、次のとおりとする。

役職名	左欄の役職に任命する町の職名等
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、部長、教育次長、支所長、総務課長、消防団長、議会事務局長
上記のほか必要な職員	町職員の中から町長（本部長）が任命する者

② 本部長は、必要と認めるときは、各本部員を長とする部を設置する。部の編成及び部長となる本部員は、京丹波町災害対策本部を準用する。

③ 武力攻撃事態等において、町対策本部の各部等が実施する措置は、対策本部において決定する。なお、町対策本部の各部等が実施する主要な業務は、次のとおりである。

武力攻撃事態等における主要な業務
<ul style="list-style-type: none">・町対策本部に関すること・避難実施要領の策定に関すること・安否情報の収集に関すること・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること・避難施設の運営体制の整備に関すること・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること・廃棄物処理に関すること・復旧に関すること・特殊標章等の交付に関すること・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）・避難住民の誘導に関すること

- ④ 本部長は、町対策本部に事務局を設置し、自らの意思決定を補佐させる。町対策本部の事務局は危機管理室とし、主要な本部長の補佐機能は、次のとおりである。

主要な本部長の補佐機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部の会議の運営に関する事項 ・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 本部長が決定した方針に基づく各部等に対する具体的な指示及び調整 ・ 町が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町村に対する応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 町対策本部員や各部等に属する職員のローテーション管理 ・ 町対策本部員や各部等に属する職員の食料の調達等庶務に関する事項 ・ 以下の情報に関する関係機関等からの情報収集及び整理 <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他必要な情報 ・ 町対策本部の対応状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ 被災状況や町対策本部の対応状況の公表、報道機関との連絡調整及び記者会見等の対外的な広報活動

- ⑤ 本部長は、町対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、町対策本部の会議を招集する。

町対策本部の会議には、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(4) 町対策本部における広報

町は、武力攻撃事態等において、町民に適時かつ適切な情報提供を行うため、町対策本部における広報体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に適時かつ適切な情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ放送、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に速やかに情報提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であること。
- イ 広報の時機を逸することのないよう速やかに対応すること。
- ウ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等を勘案し、町長自らが記者会見を行うこと。
- エ 府と連携した広報体制を構築すること。

④ 報道機関の連絡先等

報道機関の連絡先等については、「資料集」に記載する。

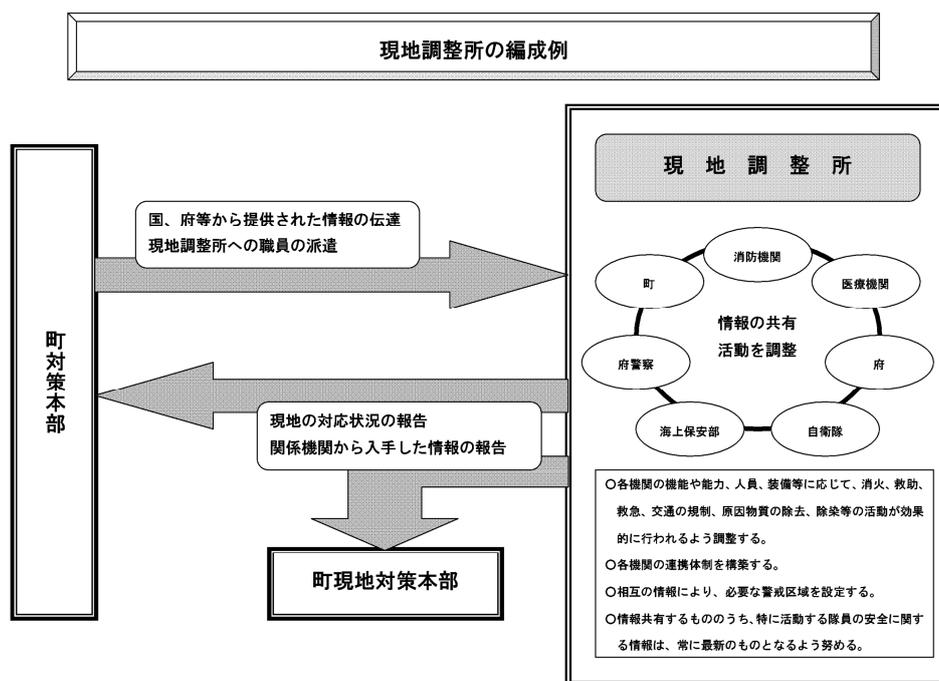
(5) 町現地対策本部の設置

町長は、町対策本部と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な国民保護措置の実施のため並びに国、府等の対策本部との連絡調整のため、現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる者の安全を確保するため、現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域において実施する、又は実施される国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、府対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置の実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設置等を行い、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認等

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた場合は、情報通信施設の機能を回復する作業を行うこととし、そのための作業要員等を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻そうにより生ずる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻そうで生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府等他の地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国と府の対策本部との連携

(1) 国と府の対策本部との連携

町は、府対策本部及び支部並びに府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国と府の現地対策本部との連携

町は、国と府の現地対策本部が設置された場合は、連絡要員等を派遣し、当該本部と密接な連携を図る。また、必要に応じ、府及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等ができる限り具体的に明らかにする。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へその所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町は、当該機関の業務の内容に照らし、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

- ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、知事に対して当該求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は町国民保護協議会委員たる自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする陸上自衛隊中部方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空自衛隊中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託

（1） 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長等は、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を求める。
この場合において、町は、措置の実施の応援を求める理由、要請する措置の内容等をできる限り具体的に明らかにする。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2） 府への応援の要求

- 町長等は、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。
- この場合において、町は、措置の実施の応援を求める理由、要請する措置の内容等を具体的に明らかにする。

（3） 事務の一部の委託

- ① 町は、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、町の事務の一部を他の地方公共団体に委託する。
その際、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 町は、委託事務を変更し、又は事務の委託を廃止するときは、関係市町村と協議して行う。
- ③ 町は、事務の委託、委託事務の変更、若しくは事務の委託の廃止をしたときは、公示するとともに、府知事に届け出る。
- ④ 町長は、事務の委託、委託事務の変更、若しくは事務の委託の廃止をしたときは、速やかにその旨を町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
また、必要があると認めるときは、地方自治法第252条の17の規定により、他の地方公共団体等に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)前段の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、これらの要請及び求めを行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府又は府を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 町は、国民保護法第17条の規定により他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 町は、国民保護法第19条の規定により他の市町村から事務の一部を受託した場合には、本章4(3)に定める手続きに準じて、公示、届出、報告を行う。
また、受託事務の変更及び事務の受託の廃止の際も同様とする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

- 町は、国民保護法第21条第2項の規定により指定公共機関又は指定地方公共機関から、労務、施設、設備又は物資の確保について応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 住民への協力要請、ボランティア団体等に対する支援等

(1) 住民への協力要請

町は、国民保護法に基づき、住民に対し、次に掲げる援助の協力を要請する。

この場合において、要請を受けて自発的な意思に基づき援助の協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導の援助
- ② 避難住民等の救援の援助
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助
- ④ 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助

(2) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織や区長をはじめ地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達、避難住民の誘導の援助の協力等について、その安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供を行うなど、必要な支援を行う。

(3) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動については、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア関係団体等からの活動の申し出の適否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握及びボランティアへの情報提供、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等受入体制の確保、ボランティアの生活環境への配慮等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

町は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものの把握に努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 武力攻撃事態の類型及び特徴

○ 武力攻撃事態の類型及び特徴

基本指針において示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は、以下のとおりである。

(1) 弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
住民は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。
- ② 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルを発射する主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、あらゆる地域に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。
また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ① ゲリラや特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- ④ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
- 特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であると考えるので、警報の伝達及び通知に必要な事項について、以下のとおり定める。

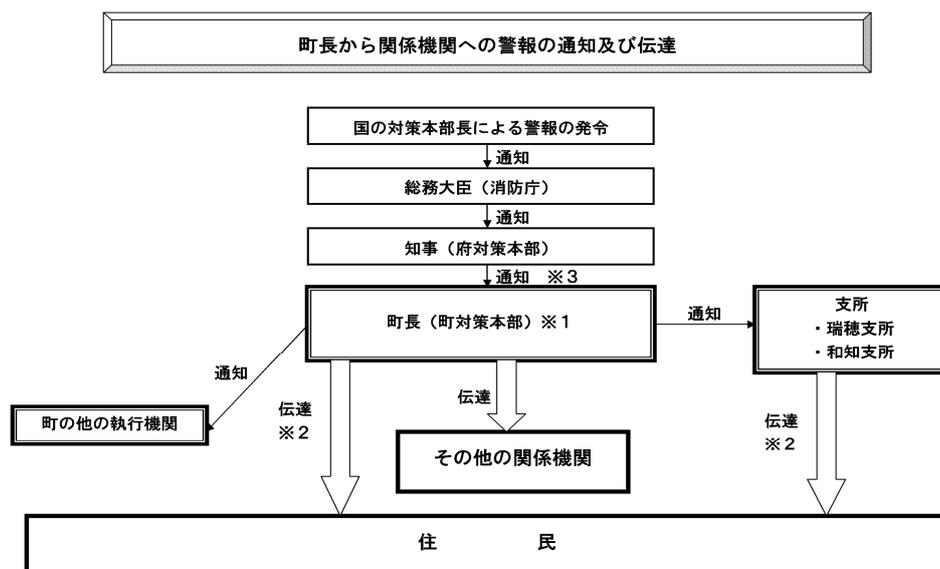
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、府から警報の内容の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法で、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、区長会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、病院及び診療所、こども園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、必要に応じ、速やかに報道発表を行う。



- ※1 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には、特に優先して通知。
- ※2 町長は、町のインターネットホームページに警報の内容を掲載。また、警報の伝達に当たっては、有線情報システム、CATV、防災行政無線を使用して行う。
- ※3 京都中部広域消防組合に対しては、知事（府対策本部）から通知することとされている。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合は、原則として、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報の内容を伝達する。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合は、原則として、国が定めたサイレンは使用せず、警報の内容のみを伝達する。

なお、町長が特に必要と認めた場合には、サイレンを使用して住民への周知を図る。
 - ③ 町は、町のインターネットホームページに警報の内容を掲載するとともに、必要に応じ、府の整備した「防災・防犯情報メール配信システム」を活用し、利用者に警報の内容を伝達する。

また、広報車の使用、消防団による伝達、自主防災組織や区長会への協力依頼など、（1）で定める伝達手段以外の方法も検討する。
- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得て、住民に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防署は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした密な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と密接な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、総務課と福祉支援課が連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられる体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達は、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンを使用しないこととする。

3 緊急通報の内容の伝達及び通知

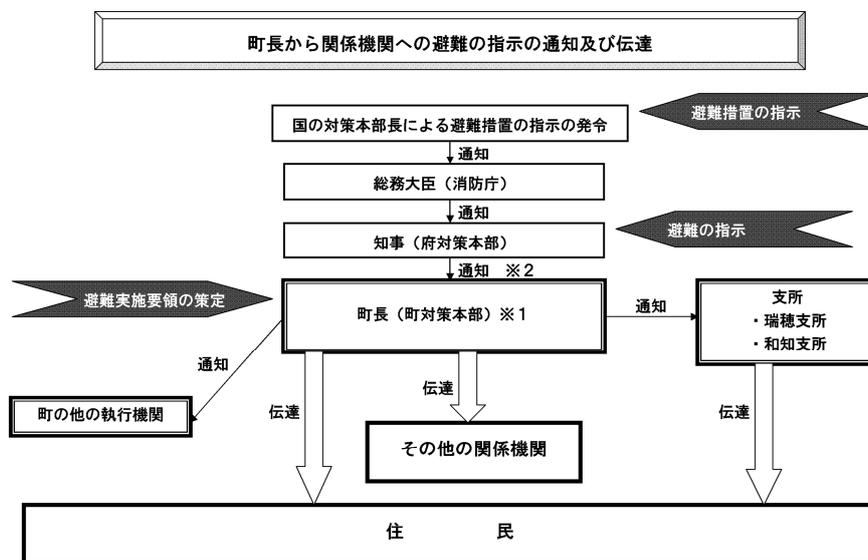
緊急通報の内容の住民への伝達方法及び関係機関への通知方法については、原則として警報の内容の伝達方法及び通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行う。町が住民の生命、身体、財産を守るという使命の中でも非常に重要な過程であるから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- (1) 町長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を速やかに府に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速かつ的確に伝達する。
なお、避難の指示の伝達等の流れは、下図のとおりである。



※1 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には、特に優先して通知。
※2 京都中部広域消防組合に対しては、知事(府対策本部)から通知することされている。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、町の住民に対し避難の指示があったときは、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等関係機関の意見を聴いた上で、速やかに避難実施要領を策定する。

避難の指示の内容が是正された場合又は事態の状況が変化し避難実施要領の内容を修正すべき場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

避難実施要領に定める事項

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

町長は、主に次の事項に留意して、避難実施要領を策定する。

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・ 実情に応じた適切な避難の実施単位の記載
- ② 避難先
 - ・ 避難先地域の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所、集合方法
 - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・ 一時集合場所等への移動手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・ 一時集合場所等への集合時間の記載
 - ・ 一時集合場所からの移動手段、移動方法等の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・ 近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
 - ・ 最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難経路
 - ・ 避難のための交通手段等の記載
 - ・ 避難のための交通手段等の出発時刻及び避難経路の具体的な記載

- ⑦ 避難住民の誘導の方法、町職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・ 避難住民の誘導に当たる町職員、消防職員及び消防団員の配置並びに業務の記載
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の記載
 - ・ 病院、老人福祉施設、こども園その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の避難方法の記載
 - ・ 民生児童委員、自主防災組織及び区等による避難誘導の協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・ 要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難住民の誘導の際の食品等の支援
 - ・ 避難住民の誘導の際の食品、飲料水、医療、情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の誘導の際の緊急連絡先等
 - ・ 問題が発生した際の緊急連絡先の記載

(3) 避難実施要領策定の際の主な考慮事項

町長は、避難実施要領の策定に際し、次の事項を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
- ② 事態の状況の把握
- ③ 避難すべき住民の概数把握
- ④ 避難住民の誘導の手段の検討
- ⑤ 運送手段の確保の調整
- ⑥ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難方法の検討
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
- ⑧ 避難住民の誘導に当たる町職員等の配置
- ⑨ 関係機関との調整
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や運送手段の調整

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用の需要が競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第1項等に規定する「道路の利用に関する指針」等をいう。）の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

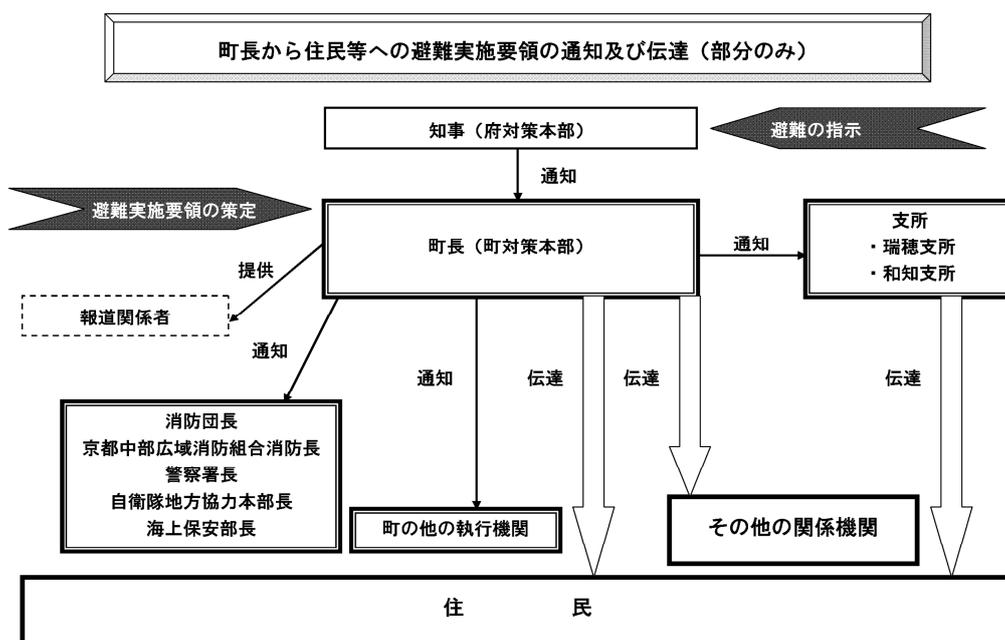
この場合において、町長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（同法第12条第2項等において準用する同法第6条第3項）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第12条第2項等において準用する同法第6条第4項）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民が速やかに避難できるよう、的確かつ効率的な伝達に努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、京都中部広域消防組合消防長、消防団長、町の区域を管轄する警察署長、第八管区海上保安本部舞鶴海上保安部長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供するとともに、町のインターネットホームページに掲載する。



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また、京都中部広域消防組合管理者に対し当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領の内容に沿って、避難経路の要所に職員等を配置して、誘導及び連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を活用して、誘導の円滑化を図る。

その際、住民の避難誘導に当たる職員等は、住民から避難誘導の措置について理解と協力が得られるよう、毅然とした態度で活動し、特殊標章等を携行する。

なお、夜間は、視界の低下で住民の不安が高まる傾向にあることから、住民の避難誘導に当たる職員等が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安の軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な避難住民の誘導を実施するとともに、町が講ずる自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を支援する等、避難住民の誘導を行う。

消防団は、必要となる災害への対応活動について京都中部広域消防組合の消防長又は同園部消防署長の所轄の下で、自主防災組織、区等と連携した避難住民の誘導を実施するとともに、福祉関係団体をはじめ様々な機関とも連携し、避難行動要支援者の避難状況に関する情報の確認や要避難地域内の残留者を確認するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難住民の誘導を実施する関係機関との連携等

町長は、避難住民の誘導の実施に当たり、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、町長は、警察官等が国民保護法第62条第1項に規定する避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際、その時点における事態の状況や避難住民の誘導の状況に照らして、交通規制等避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置について所要の調整を行う。

また、現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導の実施に当たり、自主防災組織や区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導の実施に当たり、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずる。

町長は、避難住民に対して、必要な情報を適時かつ適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、関係機関の対処の状況についての情報も提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難について、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等についての情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難先地域等における安全確保等

町は、府警察が行う避難先地域、被災地等における犯罪の防止等のための活動に協力するとともに、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者として町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等への周知に努める。

(12) 府に対する要請等

町長は、避難住民の誘導の実施に当たり、食品、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の誘導を実施するため、府と必要な調整を行い、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、府対策本部長に対し、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を策定し、府と協力し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、次に掲げる措置のうちで、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

町長は、国民保護法第76条の規定により事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、国民保護法第76条の規定により事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、国民保護法第76条の規定により事務の委任を受けた場合において、知

事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、国民保護法第76条の規定により事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなど平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

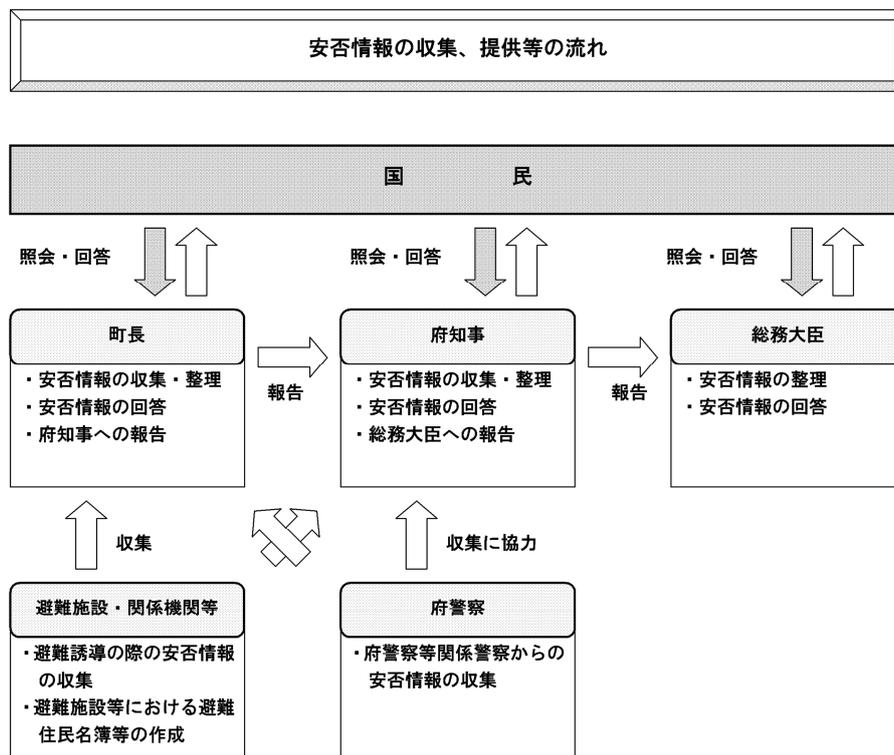
また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第7章 安否情報の収集、提供等

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

なお、安否情報として収集及び報告すべき情報は、第2編第1章第4 3（1）に掲げるものとする。

また、安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下図のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難施設、収容施設等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式等を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難施設、収容施設等において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要に応じて、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力が各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をする。

2 府に対する報告

町は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付することで行う。ただし、事態が急迫してこの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会

- ① 町は、町対策本部を設置すると同時に、安否情報の照会の窓口となる対応窓口を設置し、照会を受け付ける電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレスについて、速やかに住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会は、原則として対応窓口に対し、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することで行う。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話、ファクシミリ、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書で本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答で知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号を用いて、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会を行う者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目について様式第5号を用いて回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、安否情報の提供を受けた相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への留意

- ① 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人の情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に留意しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達システムの利用

町は、指定公共機関等が実施する災害時の安否情報の伝達システムについて、町民に紹介し、その利用に資する。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処が、通常の災害以上に、特殊な対応が求められるとともに、活動時の安全の確保と他の機関との連携した活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関しての基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や府等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるに当たり、武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町等で武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長等への通報

京都中部広域消防組合の消防吏員及び警察官等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

この際、町長に通報することができないときは、速やかに、知事に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員及び警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合等において、特に必要があると認めるときなどに、町は、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要がある。これらの措置等の実施に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、府対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

屋内への退避の指示について

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」の指示は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断される場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の、外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う手続等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、京丹波あんしんアプリ、自主放送番組、広報車等を使用し、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったときも同様に伝達等を行う。
- ② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示を行った旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報共有を図り、退避の指示に伴い必要となる活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察等と現地調整所等において密接な連携を行い、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町職員及び消防職員並びに消防団員が退避の必要な地域において活動する際には、町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、必要に応じて府警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全を確認した上で活動させるとともに、各職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避の方法等を確認する。
- ③ 町長は、退避の指示を住民に伝達する町職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う手続等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その区域等を設定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある場合は、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両や住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有を行い、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定した理由、設定区域等について情報共有を図り、警戒区域設定に伴い必要となる活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示を行った場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

町長は、町の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずること。

この際、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処に関する措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、活動に当たる消防職員及び消防団員の安全の確保に配慮しつつ、消火活動、救助及び救急活動等を行うとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処に関する措置を行い、消防団は、当該消防団の装備、資機材等を活用し、京都中部広域消防組合の消防長又は同園部消防署長の所轄の下で実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、町又は組合の区域内の消防力のみをもってしては、当該武力攻撃災害への対処ができないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、(3)による消防の応援のみでは、当該武力攻撃災害への対処ができないと判断した場合又は当該武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動並びに救助及び救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、消防の応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請が行われた場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動に関する指示が行われた場合に、当該消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、京都中部広域消防組合の消防長と連携しつつ、武力攻撃災害の状況を考慮し、知事との連絡体制を確保し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、当該消防の応援出動等のための必要な対応を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、消火活動、救助及び救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じないように、国の対策本部及び府対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のために必要な措置を行う。

その際、町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② 町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、町又は組合の区域に武力攻撃災害が発生していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等に関する指示を受けた場合は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種類、必要な資機材、薬剤等に関する情報を収集するとともに、指示を受けて出動する要員に対し、必要な情報の提供及び支援を行う。
- ③ 消防団は、装備及び資機材並びに通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、消防団員に危険が及ばない限りにおいて活動する。
- ④ 町長又は京都中部広域消防組合の消防長は、災害現場で活動する消防職員及び団員に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、基本指針、対処基本方針等に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した町等の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、府に対し、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の情報提供を求める等必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

京都中部広域消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等に関して京都中部広域消防組合の管理者が命ずることができる対象と措置

○対象

京都中部広域消防組合消防本部の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は同消防本部の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

○措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（２） 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

京都中部広域消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、京都中部広域消防組合の管理者は、上に掲げる①から③の措置を命ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとする。また、NBC攻撃による災害への対処については、基本指針、対処基本方針等に基づき必要な措置を実施する。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 武力攻撃原子力災害への対処

（1） 京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（2） 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- ③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

（3） モニタリングの実施

町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（4） 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

- ② 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、京丹波町地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

○ N B C攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示を行い、又は警戒区域の設定を行う。

町は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、基本指針、当該方針等に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関して、情報共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新情報の報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤の散布等による攻撃においては、通常被害の状況等の把握の方法と異なる点にかんがみ、健康推進課を中心に関係機関と密接な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定、汚染範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長等の権限

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、国民保護法第108条に規定する次の表に掲げる権限を行使する。

汚染の拡大を防止するための措置（権限）

号数	対象となる物件	名宛人及び講ずる措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

備考 1 号数とは、国民保護法第108条第2項で準用する同条第1項各号をいう。

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

通知、掲示等を行うべき事項

ア	当該措置を講ずる旨
イ	当該措置を講ずる理由
ウ	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
エ	当該措置を講ずる時期
オ	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は京都中部広域消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなど、初動的な応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告するため、被災情報の収集及び報告に必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、防災行政無線その他の通信手段で、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- ② 町は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、府警察等との連絡を密接に行う。また、消防機関は、必要に応じ消防車両等を活用し、機動的に被災情報を収集する。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等の方法で、直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 町は、第一報を府等に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報をあらかじめ定められた様式を用いて、府が指定する時間に、電子メール、ファクシミリ等の方法で、府に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、「火災・災害等即報要領」に基づき、府及び消防庁に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であると考えるので、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、府と連携し、医師、歯科医師、保健師、栄養士等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、府と連携して、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下に起因する感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、府と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生の確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対する情報提供を行う。

② 町は、別に定めるところにより、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合には、府に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、府と連携し、避難先地域における住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び栄養指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、町の区域が環境大臣の指定する特例地域に指定された場合においては、府と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったときは、速やかにその者に対し、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考に、船井郡衛生管理組合と連携し、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物処理施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合には、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

町は、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格の安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童、生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急の復旧等について、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者として町は、道路を適切に管理する。

第 1 2 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定する国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定する身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



2 特殊標章等の交付及び管理

町長及び京都中部広域消防組合の消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 町長が交付し、使用させる職員等
 - ・ 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防団長及び消防団員
 - ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ② 京都中部広域消防組合の消防長が交付し、使用させる職員等
 - ・ 京都中部広域消防組合の消防長の所轄の消防職員で町の区域に係る国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 京都中部広域消防組合の消防長の委託により町の区域に係る国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 京都中部広域消防組合の消防長が実施する町の区域に係る国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たってのらん用防止について、教育や研修の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急調査等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急調査を実施するとともに、被害の拡大防止と住民の生活の安定を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな応急の復旧を行う。

また、措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段を用いて通信を行うとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

町は、応急の復旧のための必要な措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、府に対し、人員及び資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃によりその管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ速やかな復旧を行う。また、必要があると判断するときは、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が、国民保護措置に要した費用で町が支弁したものの国への請求等に関し、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁及び国の負担

(1) 国による費用の負担

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したのものについて、国が定める方法で、国に対しその費用の負担を求め、国は、国民保護法の定めるところによりその費用を負担する。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施に必要な援助について協力を要請し、その要請を受けて協力をした者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記のほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。